

平成17年大洲市議会第4回定例会会議録 第5号

平成17年6月29日（水曜日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員

1番	梅	木	良	照
2番	清	水	美	孝
3番	岩	田	忠	義
4番	藤	川		貢
5番	鎌	田	圭	二
6番	二	宮		淳
7番	中	野	寛	之
8番	有	友	正	本
9番	桝	田	和	美
10番	村	上	常	雄
11番	古	野	青	弘
12番	上	川	勝	利
13番	二	宮	秀	一
14番	山	口	吉	浩
15番	東		敦	弘
16番	宮	本	増	憲
17番	水	本		保
18番	下	岡	節	久
19番	押	田	憲	一
20番	後	藤	武	薫
21番	山	本	雅	久
22番	田	中	五	月
23番	山	崎		逞
24番	福	山		保
25番	叶	岡	廣	志
26番	上	満		武
27番	向	井	敏	憲
28番	宮	本	喜一郎	
29番	中	野	忠	重
31番	長	岡	吉	男
32番	森	川	重	生
33番	森		繁	夫
34番	松	本	金次郎	

35番	菊	地	宣	之
36番	垣	見	芳	彦
37番	吉	岡		猛
38番	清	水	久二博	
39番	田	淵	保	男
40番	山	下	勝	利
41番	本	山	清	明
42番	沖	浦	賢	嗣
43番	渡	邊	弘	務
44番	神	井	恵一郎	
45番	矢	間	一	義
46番	東		信	利
47番	久	保	幸	信
48番	吉	岡	昇	平
49番	小	泉	紘	文
50番	大	野	新	策
51番	梅	木	加津子	
52番	岡		孝	志
53番	渡	邊	久	義
54番	田	中	堅太郎	
56番	中	野	茂	明

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席議員

30番	窪	田	亀	一
55番	日	高	照	友

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席理事者

市	長	大	森	隆	雄
助	役	首	藤		馨
収	入	役	田	上	隼
総	務	部			藏
部	長	小	泉	勝	明
副部長兼危機管理室長		白	石	隆	壽
副部長兼総務課長		佐	伯	幸	一
人事秘書課長		神	元		崇
総務課長補佐		篠	原	雅	人

総務課行政係長	往	田	秀	樹
企画財政部				
部 長	小	島	健	市
財 政 課 長	松	田		眞
財 政 課 長 補 佐	松	本	一	繁
市民福祉部				
部 長	上	村	孝	廣
副部長兼保険環境課長	山	田	一	昭
建設農林部				
部 長	三	保	禮	三
副部長兼建設第1課長	城	戸	良	一
副部長兼農林水産課長	松	岡	良	明
副部長兼水道課長	口	井	睦	雄
長 浜 支 所				
支 所 長	上	川	慶	信
肱 川 支 所				
支 所 長	櫻	田	和	明
河 辺 支 所				
支 所 長	河	本		治
農業委員会				
事 務 局 長	蔵	田	伸	一
教育委員会				
委 員 長	岩	田	徳	幸
教 育 長	叶	本		正
教 育 部 長	尾	崎	公	男
公 営 企 業				
病 院 長	谷	口	嘉	康
監 査				
委 員	藤	川	卓	見

~~~~~

#### 出席事務局職員

|              |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|
| 事 務 局 長      | 西 | 山 | 隆 | 夫 |
| 次 長          | 新 | 野 | 武 | 男 |
| 事務専門員兼調査第1係長 | 藤 | 岡 | 章 | 男 |
| 調 査 第 2 係 長  | 新 |   | 実 | 雄 |
| 議 事 係 長      | 谷 | 野 | 秀 | 明 |

~~~~~

議事日程

平成17年6月29日 午後1時 開 議

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

第67号議案	平成17年度大洲市一般会計補正予算（第1号）
第68号議案	平成17年度大洲市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第69号議案	平成17年度大洲市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
第70号議案	平成17年度大洲市老人保健特別会計補正予算（第1号）
第71号議案	平成17年度大洲市介護保険特別会計補正予算（第1号）
第72号議案	平成17年度大洲市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
第73号議案	平成17年度大洲市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
第74号議案	平成17年度大洲市港湾施設事業特別会計補正予算（第1号）
第75号議案	平成17年度大洲市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第76号議案	平成17年度大洲市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第77号議案	平成17年度大洲市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第78号議案	平成17年度大洲市温泉事業特別会計補正予算（第1号）
第79号議案	平成17年度大洲市水道事業会計補正予算（第1号）
第80号議案	平成17年度大洲市病院事業会計補正予算（第1号）

第81号議案 大洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

第82号議案 大洲市国民健康保険税条例の一部改正について

第83号議案 大洲市簡易水道及び飲料水供給事業等使用条例の一部改正について

第84号議案 財産の貸付について

第85号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

第86号議案 大洲市過疎地域自立促進計画について

第87号議案 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について

第88号議案 平成16年度大洲市歳入歳出決算の認定について

第89号議案 平成16年度長浜町歳入歳出決算の認定について

第90号議案 平成16年度肱川町歳入歳出決算の認定について

第91号議案 平成16年度河辺村歳入歳出決算の認定について

第92号議案 平成16年度大洲市企業会計決算の認定について

第93号議案 平成16年度長浜町企業会計決算の認定について

第94号議案 専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについて
(各委員長報告、質疑、討論、表決)

日程第 3

陳情第 1 号 議員在任特例の適用に関する陳情書

陳情第 2 号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第 3 号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第 4 号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第 5 号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第 6 号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第 7 号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第 8 号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第 9 号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第10号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第11号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第12号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第13号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第14号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第15号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第16号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第17号 大洲市議会の自主解散を早期に求める陳情書

陳情第18号 大洲市議会の自主解散を早期に求める陳情書

陳情第19号 大洲市議会の早期自主解散を求める陳情書

陳情第20号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第21号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第22号 大洲市議会の自主解散を求める陳情書

議員在任特例検討特別委員会の中間報告について
(委員長報告、質疑、討論、表決)

日程第 4
第95号議案 大洲市報酬及び費用弁償等支
給条例の一部改正について
(提案理由説明、質疑、討論、表決)

日程第 5
第96号議案 人権擁護委員の推薦につき意
見を求めることについて
(提案理由説明、質疑、討論、表決)

日程第 6
推薦第 2 号 農業委員会委員の推薦につい
て

日程第 7
議第11号議案 道路特定財源の確保等に関
する意見書の提出について
(提案理由説明、質疑、討論、表決)

日程第 8
議第12号議案 地方自治法第180条第 1 項
の規定による市長専決処分
指定事項の一部改正につい
て
(提案理由説明、質疑、討論、表決)

日程第 9
議第13号議案 大洲市議会解散に関する決
議について
(提案理由説明、質疑、討論、表決)

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 第67号議案～第94号議案  
日程第 3 陳情第 1 号～陳情第22号  
日程第 4 第95号議案  
日程第 5 第96号議案  
日程第 6 推薦第 2 号  
日程第 7 議第11号議案  
日程第 8 議第12号議案  
日程第 9 議第13号議案  
日程追加 二宮淳議員の辞職について  
日程追加 中野寛之議員の辞職について  
日程追加 有友正本議員の辞職について

日程追加 水本保議員の辞職について  
日程追加 下岡節久議員の辞職について  
日程追加 後藤武薫議員の辞職について  
日程追加 向井敏憲議員の辞職について  
日程追加 窪田亀一議員の辞職について  
日程追加 菊地宣之議員の辞職について  
日程追加 吉岡猛議員の辞職について  
日程追加 田淵保男議員の辞職について  
日程追加 久保幸信議員の辞職について  
日程追加 吉岡昇平議員の辞職について  
日程追加 小泉紘文議員の辞職について  
日程追加 中野茂明議員の辞職について  
日程追加 議第14号議案

~~~~~

午後1時00分 開 議

○田中堅太郎議長 これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○田中堅太郎議長 まず、6月23日付をもって議員在任特例検討特別委員のうち、大野新策委員から同委員会を辞任したい旨の願い出がありましたので、委員会条例第14条の規定により、6月28日付をもって議長においてこれを許可いたしましたので、報告いたします。

次に、岩田忠義議員外10名から議第11号議案が、有友正本議員外10名から議第12号議案が、久保幸信議員外25名から議第13号議案の提出が、また市長から第95号議案及び第96号議案の提出がそれぞれありましたので、報告いたします。

なお、市長により提出のありました報告第3号から報告第15号までの報告13件につきましては本日受理し、お手元に配付しておりますから御了承願います。

~~~~~

○田中堅太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

~~~~~

○田中堅太郎議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、26番上満武議員、27番向井敏憲議員を指名いたします。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第2、第67号議案から第94号議案までの議案28件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました各議案等は、6月15日の本会議においてそれぞれ所管する委員会に付託された議案等であります。

委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長の報告を求めます。

○48番吉岡昇平議員 議長

○田中堅太郎議長 吉岡昇平議員

〔48番 吉岡昇平議員 登壇〕

○吉岡昇平総務委員長 それでは、ただいまから総務委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月16日、関係理事者の出席を得て、付託を受けました一般会計補正予算案を初め、議案4件につきまして慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決あるいは承認すべきものと決したのであります。

それでは、審議過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました事項について、主なものにつき概要を御報告申し上げます。

初めに、条例関係について申し上げます。

まず、大洲市人事行政の運営等の状況の公開に関する条例の制定についてであります。

理事者より、人事行政のうち市職員の給与及び定員管理の状況については、これまでも国の要請により自主的に市広報に掲載し、広く市民に公表してきているが、その公表制度が本年4月1日に施行された地方公務員法の一部改正により法律上の責務となり、またあわせて公表の対象も職員の任免、勤務時間やその他の勤務条件、分限や懲戒処分状況といった人事行政全般にまで広げられたことにより制定するものであり、毎年12月末日までに概要を取りまとめ、市の広報及び公式ホームページでの公表を計画しているとの説明がありました。

このことに対し委員より、条例制定のメリットは何かとただしたところ、理事者より、市職員については以前から給与が高過ぎるとか、人数が多過ぎるとか、必ずしも市民の納得がいけない場合があったかもしれないが、条例に基づき人事行政の内容を積極的に公表することによって納得いかなかった方々の理解や支持を得ることができたり、公正かつ透明性のある人事行政の運営が確保されることにつながるとの答弁

がありました。

次に、専決処分されております大洲市税条例の一部を改正する条例についてであります。

理事者より、この改正は地方税法の一部改正に基づき行うものであり、改正の項目のうち市民に一番影響を及ぼすと思われるものは、年齢が65歳以上で年間の所得が125万円以下の方に適用されている非課税措置が、平成18年度と19年度の2カ年の経過措置を踏まえた後に廃止される内容であるとの説明がありました。

このことに対し委員からは、高齢者に対する増税につながることから十分な説明責任を果たすよう要望したのであります。

次に、予算関係について申し上げます。

まず、交通安全対策費についてであります。

兵庫県尼崎市のＪＲ福知山線で起きた快速電車の脱線事故は、死者が100人を超すという大惨事となりましたことは私たちの記憶に新しいところでございますが、本市においても平野地区の踏切で２月に死亡事故、４月に接触事故が相次いで発生しておりまして、いずれも被害者が高齢者であることを考えると再発も予想されることから、早期の対策が求められているところでございます。

委員より、この事故現場のように遮断機や警報機がない踏切の安全対策をどのように考えているのかとただしたところ、理事者より、踏切での安全対策については愛媛県及びＪＲ四国が作成する踏切事故防止総合対策計画との整合性を図りながら、その重要性や緊急性などを考慮して順次整備が進められているところであるが、事故などがあつた踏切についてはその都度協議がなされ、今後の対策が検討されている状況である。平野地区の事故現場は既に現地調査が終了し、今後の対応についてＪＲ四国との協議がなされているところであるとの答弁がありました。

次に、防災対策について申し上げます。

去年は、相次ぐ台風の襲来により肱川がはん

らんし、本市に大きな被害を与えた年でありますし、このところは微弱な地震が頻繁に発生し、南海地震が現実なものとして身近に感じられるようになってまいりました。

委員より、大規模災害が発生した場合の備えとして、地域における自主防災組織の育成が欠かせないものと認識では一致しているが、今後の推進について具体的にはどのように考えているのか、また今月下旬に作成されるハザードマップの配布方法についてただしたところ、理事者より、本市における災害は歴史的にも肱川のはんらんが中心になって発生しており、まずは肱川流域を中心に取り組むことになるが、水防訓練や消火訓練をするにしても実際に初期消火とか、救助、避難、災害弱者の支援などを行う際にも広範囲での助け合いは困難なことから、公民館単位での推進をしていきたいと考えており、既に数地区においては地区協議を進めているところである。

また、ハザードマップの印刷は、全世帯に配布することを前提に、約２万戸の世帯数を上回る部数を予定しており、その配布方法は原則的には区長さんを通じて各世帯に配布していただく計画を立てているが、市民課の窓口や各公民館などにも配付することにより全世帯に行き渡るように努めてまいりたいとの答弁がありました。

以上、当委員会における審査の概要を申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いいたしまして、総務委員会の報告を終わります。

○田中堅太郎議長 次に、企画財政委員長の報告を求めます。

○14番山口吉浩議員 議長

○田中堅太郎議長 山口吉浩議員

〔14番 山口吉浩議員 登壇〕

○山口吉浩企画財政委員長 それでは、ただいまから企画財政委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月17日、関係理事者の出席を得て、付託を受けました一般会計補正予算案を初め、議案6件につきまして慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決したのであります。

それでは、審議過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました事項につきまして、主なものにつき概要を御報告申し上げます。

まず、補正予算関係について申し上げます。

理事者から、大洲市一般会計補正予算（第1号）の歳入全款と関係する歳出等について説明がありました。委員から、市債の中の合併特例債について、その使い道となる事業の内容についてただしたところ、理事者からは、今議会で計上している市町村合併特例債はふれあいパーク整備事業債3億6,190万円のみであり、そのふれあいパークは大洲インターチェンジから国道56号に接するところの北側に約2.3ヘクタールの広さを持って今年度から4カ年で整備しようとするもので、広場、園内路地といった都市公園機能を持たせながら、洪水時には貯留施設として活用し、通常時はバスケットボールやスケートボードができる多機能広場を整備しようとする基本的な考え方を持って計画しているところであるとの答弁がありました。

次に、委員から、ことし3月に市内大手企業における多数の早期辞職についての報道があったが、市税における影響はどうかとただしたところ、理事者より、このことについては市内最大の事業所の問題であり、地域経済へ及ぼす影響ははかり知れないものがあると認識しているが、平成17年度の個人市民税額については平成16年度中の所得をもとに課税される仕組みとなっていることから、今年度における市民税額には影響が出ず、法人税額についても大きな変動はないものととらえている。ただし、辞職され

た方がその後において今までにあった同等の所得が得られない場合は、18年度に課税される市民税額はそれなりの落ち込みとなるので、今後の就職状況を注視していきたいとの答弁がありました。

また、国有資産等所在市町村交付金及び納付金については、17年度における交付金では愛媛県分として大洲警察署や県職員の官舎、県営住宅などがあり、土地が1万3,101平方メートル、家屋が11軒、交付金額は856万3,000円、また国の関係は官舎とか土地、家屋等があり、土地が1万3,061平方メートル、家屋が15軒、交付金額は618万1,000円である。そして、残金については郵政公社からの納付金であるとの説明がありました。

次に、集会所の地元負担金、分担金等についてであります。

委員から、公平性に欠けているのではないかという指摘に対しまして、理事者からは、集会所については県の補助等で建築される市立集会所、そして地元単独で建築して市が補助をする地区集会所の2種類がある。新築の際には、市立集会所の場合は辺地地域で1割、過疎地域で2割、一般地域で3割の地元負担となり、残りを市と県の補助で賄うことになっており、地区集会所については地元が事業主体となり、2分の1を地元で負担し、2分の1を市が補助するという基準を定めている。

また、修繕の場合にはいろいろなケースがあるが、市立集会所については機能回復、機能維持及び向上、維持管理の範囲と3つの区分に分けており、それぞれおおむね1割、3割、10割の負担基準としている。このように分担金についての負担基準を設けて集会所の新築及び修繕の執行をしているとの説明がありました。

次に、地域づくり推進費のコミュニティー助成事業補助金について、旧大洲市だけでなくほかの地域でも申請できるのかとただしたところ、理事者からは従来から旧4市町村のどの地

域からでも申請はできることになっている。それぞれの支所、また新市においても企画調整課を通じて地域のコミュニティー組織である自治会や保存会等に当事業の周知を図っているところである。

また、事業の採択基準については宝くじの効果が発揮できるものや国からの補助金を受けていないもの、整備後の施設や備品等が地域のコミュニティー組織等により維持管理できるものとされており、その具体的な事業内容については一般コミュニティー事業として獅子舞の備品の整備とか、太鼓の整備や放送設備の整備、ゲートボール場の整備というようなものがある。また、緑化推進事業では花壇の造成、広場等への植栽等への助成もある。

また、自主防災組織育成事業として自主防災組織を立ち上げた地域に対して無線機とか動力ポンプ、テント、給水タンク、投光機等の防災備品の整備に対して助成されることになっている。そのほか、青少年健全育成事業等もあり、大洲市においては年間3件から4件程度採択されている状況にあると説明がありました。

次に、商工振興費の頑張る商店街支援事業補助金の内容についてただしたところ、この事業にはにぎわい創出事業と快適化事業の2つの事業があり、そのうち快適化事業の中身は3つに分かれており、1つが地域資源となり得る建造物の改修保全、2番目に今回該当している街路灯、モニュメント塔の整備、3番目に景観の改善を目的とするアーケードなどの撤去というメニューがあり、この補助率は県が3分の1、市が3分の1、合計3分の2であるが、限度額として400万円までということで、商店街の中で一定の商店数が形成されていれば対象になるとの説明がありました。

付託されました議案には、予算以外に辺地に係る公共的施設の総合整備計画、大洲市過疎地域自立促進計画などがあり、委員から、辺地計画と過疎計画にある重複した事業についてただ

したところ、理事者からは、旧大洲市には辺地地域はあるが過疎地域ではなかったため事業が重複することはなかったが、旧町村では辺地地域を有し過疎地域であったため辺地計画、過疎計画ともに適債事業として計画を作成しており、辺地計画ではその辺地地域で実施しようとする事業が計画されており、また過疎計画では大洲市における過疎地域の自立をしていくための総合計画ということになっているため、今回の事業計画はすべてが過疎事業債事業ということではなく、この中で過疎事業として過疎債を借りていくものもあるし、それ以外の事業もあるとの説明がありました。

委員から、昨今の財政状況も考えてより有利な起債事業を計画していくよう努力してほしいとの要望がありました。

以上、当委員会における審査の概要を申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いいたしまして、企画財政委員会の報告を終わります。

○田中堅太郎議長 次に、市民福祉委員長の報告を求めます。

○37番吉岡猛議員 議長

○田中堅太郎議長 吉岡猛議員

〔37番 吉岡猛議員 登壇〕

○吉岡猛市民福祉委員長 市民福祉委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月20日、関係理事者の出席を得まして、付託を受けました平成17年度大洲市一般会計補正予算案など議案8件につきまして慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元の委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決あるいは承認すべきものと決した次第であります。

以下、審査の過程におきまして、特に論議をされました事項について、その概要を御報告申し上げます。

まず、第82号議案大洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

御案内のとおり、医療分の国保財政は老人保健医療対象年齢の引き上げ等による医療費の増大や長引く景気低迷による1人当たりの課税所得が大きく減少するなど、大変厳しい状況にあります。

理事者から、今回の改正は合併後の円滑な国保事業が運営できる保険税率で統一するという合併協議会における確認事項を基本として、大洲市国民健康保険運営協議会に諮問し、被保険者の負担が急激に増大することのないよう、繰越金を可能な限り活用した上で必要調定額を求め、税率の見直しを行うものであるとの説明が改めてなされたのであります。

そこで委員より、今回の改定によって所得等被保険者の負担能力に応じた負担となる応能部分と被保険者1人当たりの一定額などとなる応益部分のそれぞれの割合について質疑が出されました。

これに対して理事者から、旧大洲市の応能と応益の割合は54.04対45.96であったが、今回の改定により応能49.48、応益50.52となり、国の示している50対50という標準値に近いものとなった。

なお、このことにより被保険者均等割及び世帯別平等割の応益割の部分における低所得者の軽減制度として、7割、5割、2割の適用を行うものであるとの答弁がありました。

委員より、本年度は保険税率を統一することに主眼を置いての改定であること、また改定を行わず据え置くことによって来年度以降で一度に被保険者に対して負担を強いることは好ましくなく、全体のバランス、さまざまな事情を考慮しながらの改定となっているとの意見が出される一方、応能、応益割合を半分半分とすることに伴い、低所得者にとって実質的な負担増につながるのではないかと意見も出されましたが、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、大洲市保育問題検討委員会について申

上げます。

委員より、この検討委員会における人選と会の運営について、また保育所の民営化と統廃合に関する市のビジョンについて質疑が出されました。

これに対して理事者から、この委員会の委員は15名以内として地域活動団体や児童福祉施設関係者、教育関係者など地域の子育て支援事業の関係者から委嘱する予定であり、今年度中に3回から4回程度委員会を開催し、老朽化が進んでいる保育所の施設整備を初め保育所の統廃合や民営化の推進、また多様な保育サービスの充実と質の向上など、これらの一連の問題を検討することとし、方向づけが固まり次第答申をいただく予定である。

保育所の民営化については、一つの方法として旧大洲市にある13保育所のうち、入所児童数が定員をオーバーしている保育所または民営化した場合において経営が成り立つ見込みのある保育所を対象に考えている。

統廃合については、隣接地域の保育所が近距離にあり、児童数が定員を大幅に割っている保育所や老朽化に伴い建てかえの時期が到来するような保育所について、この委員会で検討していただかなければと考えているとの答弁がありました。

このことに関連して、次世代育成支援事業対策事業について、旧大洲市では平成15年度にニーズ調査を実施、大洲市次世代育成対策協議会において平成16年度に行動計画を策定、今年度から計画を実施することになっていたことから、委員より、その状況について質疑が出されたのであります。

これに対し理事者から、急速な少子化の進行を踏まえ、国、自治体、企業が一体となって集中的かつ計画的な取り組みを促進するために、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されたことに伴い、当市においても今年3月に行動計画を策定したところであり、この計画

では子供が健やかに育ち、自立するまちづくり、親が安心して子供を産み育てられるまちづくり、地域が子供と子育てを支えるまちづくりの3つの柱でまとめたもので、親が子育てをしやすい環境づくりを進める計画となっている。

なお、今後の推進については福祉分野だけではなく、教育、保健など広範囲にわたっていることや財源を伴うため本庁、支所の各セクションとの連携を強めながら関係機関や子育て団体との連携も図っていききたい。また、この計画書を当市のホームページや広報紙に掲載するなど市民に公開し、大洲市保育問題検討委員会においても計画の達成状況等をチェックしていただきながら計画の着実な推進を図りたいと考えているとの答弁がありました。

全国の出生率が1.29と減少傾向にあることや、旧大洲市の平成16年度の出生率は1.81人と横ばいの状況にあることから、委員より、この計画によって次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成され、また育成しようとする家庭に対する支援を充実するなど、そういった環境整備を行うまちづくりを進めていくよう要望する意見が出されたところであります。

次に、一般廃棄物処理基本計画の策定についてであります。

委員より、この計画の具体的な内容について、またごみの減量化に対する取り組みについて質疑が出されました。

これに対して理事者から、この計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律のもと、旧市町村において策定していたものを合併を機に新市として見直しを行うもので、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みやその抑制のための方策、分別の区分など、一般廃棄物の処理に関する必要な事項について定めるものであるが、当市は大洲、長浜のエリアと肱川、河辺の内山衛生事務組合で処理するエリアと2つのエリアがあるので、相互において整合性を図りながら将来的な方向性を見出すための計画を策定するもので

ある。

ごみの減量化については、平成11年度からごみの6種分別収集を実施しており、一時減量化に成功したように見えたが、地方拠点都市を中心とした開発に伴う影響も少なからず受けていることから、近年若干処理量が増加傾向にある。この対策としては、広報紙やチラシなどによる広報活動並びにごみゼロ運動や一斉清掃など、あらゆる機会を通じての啓発活動を行いながら、またレジ袋の減量化に対してマイバック運動の推進に取り組むとともに、ごみ処理の購入補助や水切りネットの配布を行うなど、引き続きごみの減量化を図っていききたいとの答弁がありました。

また、今後の分別種類の拡大についてただしたところ、理事者から、6種分別を導入する際には市民からかなりの抵抗があったこと、また現在やっこの6種分別の意識の定着が図れてきたこと等もあり、他の自治体では8種分別など先進的な取り組みを実施しているところもあるが、このことについては今後の検討課題として、現在の6種分別による収集を継続することで、できるだけ資源を有効活用できるような循環型社会の形成を図っていききたいと考えているとの答弁がありました。

以上、委員会審査の概要について申し上げますが、何とぞ適切なる御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます、市民福祉委員会の報告を終わります。

○田中堅太郎議長 次に、建設農林委員長の報告を求めます。

○3番岩田忠義議員 議長

○田中堅太郎議長 岩田忠義議員

〔3番 岩田忠義議員 登壇〕

○岩田忠義建設農林委員長 それでは、ただいまから建設農林委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月16日、関係部課長の出席を得て、付託を受けました一般会計補正予算

案を初めとする議案8件につきまして、理事者側の詳細な説明を求めるとともに、質疑応答など慎重なる審議を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

それでは、審査の過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました主な事項について、その概要を御報告申し上げます。

まず、東大洲地区におけるふれあいパークの整備事業について、委員から、費用対効果をどのように考えているかとただしたのであります。

このことについて、理事者からは、現在大洲市には9カ所の都市公園があるが、この地域の近隣には都市公園がなく、拠点地区として開発も進み、昼間人口も相当増えている。また、拠点地区という地域の特性にもかかわらず、去年も多く台風の来襲による被害を受けたという事情があるので、治水機能を持った都市公園として整備をするものである。

費用対効果についてどの程度効果があるかという点については、本事業により周辺地域と調和した都市景観を形成するとともに、日常的な軽スポーツやレクリエーション活動の場及び洪水時の貯留機能による内水や下流域への影響を軽減できることとあわせ、同施設の有効利用等を図ることにより市民生活に潤いと安らぎの場を提供できるものである。

また、この公園計画についてはワークショップを取り入れ、住民や学生と一緒にまとめていただくことにしており、市民参加型のまちづくり等とし、地域活性化に対しても効果が期待できるものではないかと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、完全に治水事業が終わった時点でこのふれあいパークはどうするのか、そのまま残すのかとただしたのであります。

このことに対し理事者から、現在の肱川及び

矢落川の治水安全度はおおむね15分の1であるが、河川整備計画で30年後には40分の1程度となるよう堤防の整備を行っている。このとき、公園そのものは貯留機能を持っているが、これは洪水時のときだけ貯留機能を持たせ、平常時にはこの広場も公園として利用する計画で進めたいと考えている。ただ、現実にはそこに水をためなくてもよくなるものと考えており、最終的にはポンプアップを国土交通省にやっていたかかないと内水対策にはつながらないと考えている。

なお、今回の二線堤や貯留施設の整備等による大洲市の自助努力が、国土交通省が進めるポンプアップにつながるのではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、取得した肱川町の肱川発電所職員公舎について、委員から、公営住宅として改良するにいろいろな問題があると思う。できるだけ早く使用できるようにしてほしいが、どのような計画であるかとただしました。

このことについて理事者からは、宿舎の中を確認したが、部屋の狭いところやふろのないところ等があり、これらの改修工事が必要となってくる。今定例会に工事費を計上できるよういろいろ検討はしたが、十分な結果には至らなかった。利用度等のことも含め、今後地元とも協議し、できるだけ早く使用できるよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、最近報道関係でも伝えられているが、ガードレールに挟み込まれた金属片の問題であるが、大洲市でも調査し、そういう問題はあったのかとただしたのであります。

このことについて理事者から、この金属片の問題について全国の国土交通省や自治体または警察などが点検作業を進め、大量の金属片が見つかっており、愛媛県においても県が管理をしているすべての道路についてガードレールの点検を実施し、大洲土木事務所管内では金属片の付着が76カ所発見された。本市においても全市

で点検を実施し、結果として旧大洲市の7路線14カ所で金属片を確認したが、車両などガードレールに接触する等事故の痕跡が見られないため、事件性やいたずらをされた可能性は少ないものとし、確認後その場で撤去をした。今後も引き続きガードレールの点検を実施し、通行の安全確保に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、林道の整備について委員から、間伐促進事業であれば補助が85%とあるが、単独で行う場合は50%となっている。林道に関しては公共性も非常に高いので、差をつけないで極力高い補助率により実施できないかとただしたのであります。

このことについて理事者から、間伐促進事業の中での林道整備は間伐の促進が主要な目的であり、その目的に沿って計画的に導入促進を図りたい。また、それ以外の林道整備については県単林道開設事業の受益者負担が25%、市単林道開設事業の受益者負担が50%となっている。これらの負担割合は、合併協議の中での調整結果を踏まえて予算計上したものである。合併になるまで受益者負担をとらずに事業を実施してきた地域についての事情はよくわかるが、御理解をいただきたい。ただし、これが将来にわたって最良のものであるかどうかは検討の余地もあるとの答弁がありました。

次に、中山間地域等直接支払制度による事業について委員から、平成16年度までの5年間と新たな17年度からの事業について内容の相違点はどうなっているか。また、新大洲市となり認定農業者の認定基準の見直しについて年齢制限や目標所得などはどうなっているかとただしたのであります。

このことに対し理事者からは、中山間地域等直接支払制度の平成16年度までの事業については、国土の保全と多面的機能を目的に実施してきたが、平成17年度からの事業で変わった主な内容としては、必須要件としてその集落で行う

5年間の共同作業についての活動計画書の作成が必要となっている。

また、選択的要件については生産性、収益向上のため生産活動面積の増加、担い手農家育成のため農地利用集積等5項目の選択性となっている。この選択要件が実施できなかった集落については、平成16年度までの事業の約8割程度の交付金となる見込みである。新市となり、地域の拡大による該当集落数も増大したが、市としても集落の実態、状況をよく把握し、集落に不利益を講じないよう事業推進を図るとの答弁がありました。

また、認定農家の見直しについては、農業経営基盤強化増進法の改正により、大洲市においても来年1月をめどに新しい基本構想を作成することとし、現在、県等と協議を行いながら見直し作業を行っている。

新市になったこともあり、認定基準の統一を図ることを基本方針としているが、旧市町村には農業経営条件、経営規模においてそれぞれ格差があると思われ、目標の所得は各地域ごとの弾力的な基準が必要と考えている。今後、検討を重ねるとともに農業を取り巻く環境も年々厳しさを増していることも考慮しながら、基本構想の計画を策定していきたいとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託を受けました議案の審査経過並びに結果につきまして申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いいたしまして、建設農林委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○田中堅太郎議長 次に、文教委員長の報告を求めます。

○47番久保幸信議員 議長

○田中堅太郎議長 久保幸信議員

〔47番 久保幸信議員 登壇〕

○久保幸信文教委員長 それでは、ただいまから文教委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月17日、関係理事者の出席を得て、付託を受けました一般会計補正予算案の議案1件につきまして慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、原案のとおり可決すべきものと決したのであります。

それでは、審議過程で特に議論され、あるいは委員により指摘、要望いたしました事項について、主なものにつき概要を御報告申し上げます。

初めに、英語指導助手招致事業についてであります。

この事業は、地方公共団体が外国青年を招致し、地域住民との交流及び児童・生徒の語学指導の補助を目的に実施されているものであります。

委員より、7月25日から肱川支所で実施予定である当該事業についてどのような計画を立てているのか、また本市全体における指導助手の人数及び活動状況、さらに単身で来られているためのサポート体制についてただしたところ、理事者より、合併前の旧4市町村で大洲市、長浜町、河辺村においては既にこの事業を実施している。今回の指導助手の招致は、合併前の肱川町で申請をしていたものが認められたことに伴い予算計上したもので、アメリカ国籍の女性を配置する予定である。生活面でのサポートとしては、まず住宅や生活用具類を準備し、その他の対応については既に実施中である他地域の事例を参考に、できる限りのサポートに努めたい。

また、本市全体での人数や活動状況については、現在大洲、長浜、河辺地域にそれぞれ1名ずつ配置しているが、契約期間が規定により原則として来日の翌日から1年間であり、2回までの更新しか認められないため、今回長浜及び河辺地域については交代時期となり、新たな指導助手が来日予定である。

なお、各地域に配置される指導助手の内訳については、大洲地域は前年に引き続きイギリス国籍の女性、長浜地域はアメリカ国籍の男性、河辺地域はカナダ国籍の女性、そして肱川地域は先ほどのアメリカ国籍の女性であり、合計4名となる。そのうち新規に来られる方はそれぞれ研修を受けた後、夏休み明けの9月から本格的な活動を行っていただく予定であるが、勤務形態が旧市町村で各学校への出勤日数にばらつきがあるため、今後段階的に調整し、将来は統一したい。

また、サポート体制については当地の伝統芸能を通して地域住民との交流を行っている方もおり、現在のところ特に問題はなく、こちらからも積極的に声をかけたりして心のサポートを常に心がけていると答弁がありました。

次に、備品購入費についてであります。

委員より、ある小学校では備品購入費が今年度大幅に削減され、購入に苦慮しているとの話を聞いたが、前年度と比較してどうなっているのかとただしたところ、理事者より、財政的に厳しい状況下であるため要求したすべてが予算化されることは難しく、各学校には限られた予算内での効率的な購入をお願いしているところであり、6月補正予算を含め前年度と比較すると約1割程度の減額となっているとの答弁がありました。

次に、小学校費の教育振興一般経費についてであります。

今補正予算で教師用の指導書購入費として623万3,000円が計上されております。このことに関し委員から、この金額ぐらいの購入で指導書が市内全校へ行き渡るのかとただしたところ、理事者より、これは小学校3年生から6年生までの国語と算数と音楽の3教科の指導書を市内の全小学校28校へ各学校1冊ずつ購入する経費である。今年度の指導書の改訂が、現在使用している指導書の4分の1程度であったため、今回は改訂前のものを使用していただく予

定で当初予算には計上していなかった。しかし、先般実施された全国的な学力状況調査の結果、国語と算数が全国平均を下回ったことや、音楽については新しい指導書を購入しないと指導に有効な附属品を手に入れることができないため、今回国語と算数と音楽について購入することに決定した。

また、購入金額については各学年で全教科の指導書を購入するとなると12万円から18万円かかる。それを1年から6年までの全学年分そろえると1校当たり91万円となるため、今後計画的に購入していきたいと答弁がありました。

次に、校舎の耐震化優先度調査についてであります。

この調査については、文部科学省からの通達で旧建築基準法で規制がかからなかった昭和56年以前に建築されたすべての校舎及び屋内運動場の耐震化優先度調査を平成15年度から平成17年度の3カ年で完了するよう指示があり、現在該当する校舎などの調査を実施中ですが、今回委員より、現在の進捗状況と調査後の優先度はどのようになっていくのかとただしたのであります。

理事者より、市内では幼稚園、小学校、中学校を合わせて55棟の調査対象物があるが、そのうち現在調査が終了しているのは32棟で、残りの23棟については本年度中にすべて調査を終える予定である。改修の優先度については、55棟すべての調査結果を踏まえてから決定していくと答弁がありました。

最後に、今定例会での付託事件ではございませんが、去る4月26日、閉会中の所管事務調査として実施いたしました公民館長任命問題についての調査結果について、報告の許可を得ましたので、御報告申し上げます。

この調査は、肱南公民館の館長任命に関し、教育委員会の職員が公文書を改ざんしたと報道されたことに伴い、関係理事者の出席を得て、

事実の確認と経緯について報告を求めたものであります。

委員会で理事者側はその事実を認め、軽率な言動が引き金となったものであり、大いに反省していると陳謝がなされました。このことに対し当委員会では、今後このような行為が二度と行われないよう再発の防止を強く求めたのであります。

以上、今定例会で付託されました議案の審査経過及び所管事務調査の概要について申し上げましたが、何とぞ適切なる御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げまして、文教委員会の報告を終わります。

○田中堅太郎議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。

○40番山下勝利議員 議長

○田中堅太郎議長 山下勝利議員

〔40番 山下勝利議員 登壇〕

○山下勝利決算特別委員長 それでは、決算特別委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月15日の本会議におきまして、私ども決算特別委員会に付託されました第88号議案平成16年度大洲市歳入歳出決算の認定について、第89号議案平成16年度長浜町歳入歳出決算の認定について、第90号議案平成16年度肱川町歳入歳出決算の認定について及び第91号議案平成16年度河辺村歳入歳出決算の認定について並びに第92号議案平成16年度大洲市企業会計決算の認定について及び第93号議案平成16年度長浜町企業会計決算の認定についての6議案を審査するため、6月15日から6月24日までの間において、計5日間にわたり委員会を開催し、関係理事者の出席を得まして慎重かつ厳正な審査を行ったのであります。その審査結果は、お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、6議案ともそれぞれ予算の議決目的に沿って適切な執行がなされ、おおむね健全な行財政運営が行われたものと認め、第88号議案と第91号議案の2議案については賛成多数によ

り、また残りの4議案については全会一致によりこれを原案のとおり認定することに決定した次第であります。

それでは、審査の過程において特に議論され、また指摘、要望いたしました事項についてその概要を御報告申し上げますが、その前段として当委員会に付託されました認定議案につきましては、地方自治法第7条に基づく廃置分合により今年1月11日に4市町村が合併したことによります打ち切り決算でございました。期間は、平成16年4月1日から平成17年1月10日までの約9カ月間におけるものが対象となっていることから、各会計の最終的な収支が確定していない段階では昨年との比較もできず、またその執行率や不用額を論じても余り意味を持たないこともあり、特に指摘するような大きな問題点もなく、結論を得ましたことを前もって御報告申し上げます。

それでは、まず初めに、4市町村の打ち切り決算における一般会計歳入歳出の概要について申し上げます。

理事者より、各市町村の1月10日の時点における歳入歳出決算の状況は、大洲市が歳入116億19万7,965円に対し歳出が101億2,236万5,406円、長浜町が歳入37億2,462万4,526円に対し歳出が37億1,422万3,974円、肱川町が歳入22億5,236万7,410円に対し歳出が18億2,262万9,200円、河辺村が歳入14億2,669万1,386円に対し歳出が12億3,779万6,517円となっており、それぞれの歳入歳出差し引き残額は、大洲市が14億7,783万2,559円、長浜町が1,040万552円、肱川町が4億2,973万8,210円、河辺村が1億8,889万4,869円となったものであり、合計21億686万6,190円が新市に引き継がれたものであると説明がありました。

なお、この歳入額につきましては、年度途中ということで4市町村とも当初予算額の65%前後が歳入となっている状況でありまして、残額については新市において歳入されるものであり

ます。

委員より、歳入のうち市町村税の収納状況について、近年の地域経済の動向とあわせてどのように推移しているのかとただしたところ、理事者より、地域経済は長引く不況により大変厳しい状況が続いているが、東大洲の地方拠点地区では多くの事業所や店舗等の出店が進み、そのことが固定資産税の増加や地域の雇用促進につながっていることから、何とかほば横ばいか微減という状況で推移してきているが、市内の大手企業における早期退職等の報道があったように、今後の予断は許されない状況であるとの答弁がありました。

次に、4市町村別に行いました審査の中で、特に指摘、要望いたしました事項についてその概要を御報告申し上げます。

まず、大洲市分から申し上げます。

昨年は、市民の長年の夢でありました大洲城天守閣の完成と南予の町並みをテーマとしたえひめ町並み博2004の開催によりましてたくさんに観光客にお越しいただき、また本市の観光資源を内外に大きくアピールするなど大きな注目を浴びた年でございましたが、委員より、まちの駅「あさもや」、おおず赤煉瓦館などの観光施設の維持管理に伴う収支バランスをどのように考えているのかとただしたところ、理事者より、当該施設は本市の観光の拠点として情報発信するとともに、観光客の人の流れを誘導する機能を果たしていることから、収益性のみ追求は考えていないが、現在その経営は順調に推移しており、今後においても企業的感觉を取り入れた中で収支のバランスも十分に取り入れるよう努めていきたいとの答弁がありました。

このことに対して委員からは、さらに発展する可能性を秘めた施設であるので、現場サイドとの意思疎通を十分に図りながら、バックアップ体制の整備を強く要望する意見が出たのであります。

次に、防災対策事業について申し上げます。

昨年は、たび重なる台風の襲来により市内各地で大きな被害を受けましたが、生活の安全が脅かされるほど苦しくつらいことはございません。特に、中山間地域を多く抱える本市では、がけ崩れなどの危険性、危険地が数多く見受けられ、県の補助事業として採択されていない小規模のがけ崩れ対策が強く求められているところであります。

委員より、市単独でのがけ崩れ防災対策事業の採択要件等事業申請から完了までの審査体制についてただしたところ、理事者より、市単独補助事業の採択基準は県の基準に合わない小規模なものであり、200万円までの事業費に対し3割の補助を行っている。その手続は、前年に要望書と工事に係る見積書を提出していただき、設計審査を行い採択しているが、事業の進捗状況に応じて現場確認並びに完了検査を実施することにより補助金の適正な執行に努めている。この事業は、新市においても市民からの要望が多いことから、4月1日より事業採択基準を高さが3メートル以上でその傾斜度が30度以上の自然がけということで統一し、200万円までの事業費に対する5割の補助を行うと変更することで、対象者の負担軽減を図ることとしているとの答弁がございました。

次に、長浜町分について申し上げます。

現在、町内には一般会計で執行しております一般診療所が2カ所と僻地診療所が1カ所、また特別会計で執行しております国民健康保険直営診療所が青島に1カ所と合わせて4つの診療所があり、それぞれ地域医療の最前線として住民にはなくてはならない存在となっております。

委員より、この診療所の経営状況についてただしたところ、理事者より、診療所は地域医療を低下させないために開設しているものであり、一般診療所のうち1カ所については1日の患者数が29人前後と多く、往診も頻繁に行われていることから黒字会計であるが、他の診療所

については患者数も少なく、後発医薬品の使用などにより公費負担を抑制する取り組みをしているが、赤字分を一般会計から持ち出して補っている状況であるとの答弁がありました。

次に、肱川町分について申し上げます。

山鳥坂ダム建設事業に係る水源地域対策についてであります。

ダム建設の提案がなされて以降、事業の実施に伴い生活基盤を失う関係者に対しては、その生活再建策が模索されており、チョウザメの養殖もその試みの一つとして行われております。

委員より、その事業内容と成果についてただしたところ、理事者より、このダム生活再建計画調査業務は国土交通省からの委託事業として同町の岩谷地区において平成13年度から3カ年取り組んできたものであり、平成15年度からは老朽化し、使用を廃止した肱川町民プールに場所を移し継続しているものである。

チョウザメというと、まずはキャビアを想像されると思うが、キャビアをとれるようになるのは最低でも8年から10年養殖し、体長が2メートルにならないとだめなことから、当初より2年から3年の養殖後に食材として販売する計画で取り組んでいる。現在までに100キログラムほど出荷しており、鹿野川荘では食事のメニューにも取り入れるなど取り組みをしているが、生産コストが高いことや販売開拓が難しいことから経営が軌道に乗るには至っていない。今後の取り組みについては、養殖のノウハウは確立できていることから事業を第三セクターに移管し、さらなる展開を図る方向で取り組んでいく計画であるとの答弁がありました。

次に、河辺村について申し上げます。

外国語指導助手招致事業については、児童の外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流の進展を図ることを目的として平成12年度より継続して取り組んでおり、現在はカナダ国籍の男性が2年目を迎えているところであります。

委員より、この外国語指導助手の活動状況と事業成果についてただしたところ、理事者より、1週間のうち月曜から木曜日までは中学校で語学指導を行い、金曜日は小学校と幼稚園において子供たちとの触れ合いを通じて英語を教えている状況である。さらに、プライベートでは水曜日の夜には地域住民を集めて英会話教室を開くなど積極的に地域住民と交流しており、外国人や生きた外国語に接する機会の少ない当地域においては非常に貴重な存在となっている。草の根のレベルではあるが、長い目で見れば地域の国際化にもつながるものであるとの答弁がございました。

次に、4市町村に共通する項目について申し上げます。

1人の女性が生涯に産む子供の平均的な数を示す合計特殊出生率が2004年には1.28代に落ち込み、過去最低を更新しましたが、このことは少子化の流れがとまらない現状を如実に示したものでありました。人口減少の将来に強い危機感を覚えるとともに、より具体的な少子化対策を求める声が高まっているところであります。

このことに対して委員より、4市町村の保育所と幼稚園の入所状況と子育て支援対策の考え方についてただしたところ、理事者より、大洲市内の保育所で定員を満たしているのは13の公立保育所のうち3保育所と法人立の2保育所のみであり、長浜の6保育所と肱川の1保育所についてはすべて定員割れの状況である。全体としては定員1,313人に対し入所率は82%となっている。また、幼稚園については大洲市内に4カ所、肱川に4カ所、河辺に1カ所あるが、すべて定員割れの状況であり、定員665人に対し入所率は38%となっている状況である。少子化対策としては子育て支援策として延長保育、一時保育などの特殊保育事業の実施や保育料の負担軽減措置、学童保育の充実など、次世代育成支援行動計画に基づき乳幼児を抱える親が安心して子育てができる環境づくりに努めていくた

いと考えているとの答弁がありました。

次に、肱川流域の水源林整備事業について申し上げます。

森林は、木材の生産はもとより水源の涵養、国土保全と市民の生活にとって重要な役割を担っておりますが、昨今の林業を取り巻く厳しい諸条件により手入れがなされていない森林が増加し、公益的機能の低下が強く懸念されているところから、愛媛県の単独事業として肱川流域の旧13市町村を対象に、水源の森林づくり推進モデル事業が平成13年度から5カ年事業として実施されております。

委員より、この事業の進捗状況と総合的な森林整備についてどのように考えているのかをただしたところ、理事者より、当事業はそれぞれ旧市町村の計画に基づき取り組んでおり、5年間で計画面積9,691ヘクタールに対し進捗率は71%となっている。今後は、新市において新たな森林整備計画を策定し、森林が本来持つ国土保全や水源涵養など公益的機能の回復、向上に全市的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

このことに対し委員より、投資効率を十分精査し、ハード面ばかりでなく広く市民の理解を得るなど、ソフト面も兼ね備えた対応をされるよう強く要望したのであります。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、大洲市国民健康保険診療所特別会計についてであります。

本会計は、旧大洲市の上須戒診療所の運営に係る会計でございまして、当診療所は昭和51年の開設以来、嘱託医師2名により週3日の診療を行い、僻地医療の確保に努めてきたところでありますが、過疎化と生活環境の変化に伴い年々受診者が減少し、赤字運営が続いていたことから民間によります医療確保の道を模索しておりました。その結果、地元の皆さんの御理解と嘱託医によります僻地医療体制が整ったことから、昨年12月31日をもちまして診療所を閉

鎖し、新年からは民間の医療施設として新たな診療がなされております。

委員より、診療所閉鎖に伴い積み立てられていた財政調整基金の管理方法についてただしたところ、理事者より、当該基金は上須戒診療所の安定した運営を図るために積み立てていたもので、近年は赤字経営を補てんするために充当していたが、残額については大洲市国民健康保険特別会計の財政調整基金として管理しているとの答弁がございました。

委員からは、診療所廃止が地域医療の低下につながらないよう今後においても適切な支援対策を講じることを要望したのであります。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

委員より、保険料の収納状況と要介護認定並びに介護保険給付費の推移についてただしたところ、理事者より、制度開始当初においては周知不足により民間の保険と間違われたり、頭から保険の支払いを拒否されることもあったが、最近では身近な人が利用されるなど制度の理解が深まった結果、認定者率は徐々に上昇し、収納率は99%を超える数値で推移している。未納の理由については、本当に生活が苦しい方もおられるが、制度の必要性を感じてもらえない方については、実際に制度を利用する段階になると滞納が解消するといった状況となっている。4市町村においても要介護認定者はこの5年間で約730人に増加しており、特に要支援、要介護1といった軽度の認定を受けられた方が大幅に増加している傾向にある。認定者の増加にあわせて保険給付額も大きな増加をしているが、その背景には制度開始以来老人保健施設や医療型施設が相次いで整備されたことによる施設サービス利用者の増加や、あわせて在宅におけるサービス利用の増加といった要因があり、制度の大きな曲がり角に来ている状況であるとの答弁がございました。

次に、企業会計のうち大洲市水道事業会計並

びに長浜町水道事業会計について申し上げます。

理事者より、大洲市の平成16年度の給水状況については給水戸数、給水人口ともに前年度に比べて増加しており、給水区域内人口に対する普及率は95.7%となった。また、年間の総配水量及び有収水量は前年同月比と比べいずれも増加しており、有収率については80.4%となったとの報告がありました。

一方、長浜町の給水状況については、人口の減少に伴い給水戸数、人口、総配水量とも前年度に比べて減少しており、給水区域内人口に対する普及率は97.5%となった。また、有収率については夜間流量調整を図るなどの対応をしたものの、老朽化の漏水等により63.1%となったとの報告がありました。

このことに対し委員より、長浜町の水源地、柴地区に集約されていることと塩水遡上の可能性並びに有収率の向上対策についてただしたところ、理事者より、水源地は柴地区に集約されているが、ほかに適当な場所がなく、地下30メートル以上のところから地下水をくみ上げているので、塩水遡上の可能性はないと判断している。

有収率については山間部等を取り込んでおり、老朽管がかなりあることから有効な対策をとれない状況であるとの答弁がありました。

委員会として、両会計とも水道事業としてはおおむね良好な経営がなされていると認め、今後とも配水施設の維持管理を万全にされ、安定した水の供給体制を図られるよう要望いたしました。

次に、大洲病院事業会計について申し上げます。

市立大洲病院は、診療報酬の引き下げを初め医療費の本人負担額の改定と医療保険制度全般における抜本的な改革が進み、自治体病院の6割が赤字経営を余儀なくされている中で、健全経営を維持されるとともに良質で安全な医療を

提供されておりまして、昨年5月には総務大臣より自治体立優良病院の表彰を受けられたことは高く評価できるものであります。しかしながら、決算時における患者数は外来及び入院とも前年度を下回っておりまして、その理由として研修医制度の導入や国立病院の独立行政法人化の影響により医師の確保が困難となる中、本病院においても昨年9月から小児科医師が非常勤となったことに伴う患者数の減少が大きな要因であるとの説明がありました。

このことに対し委員より、小児科医師確保の見込みについてただしたところ、理事者より、小児科医師については勤務形態がほかの医師に比べて非常に厳しいことから医師数が少ないのが現状であるが、小児科と産婦人科をセットにして充実した病院に医師を送り込みたいという愛媛大学の考え方があるので、その流れに乗っていけるよう努力していきたいとの答弁がありました。

委員会からは、一日も早く医療体制を整備され、自治体病院としての使命を果たされるよう要望したのであります。

最後に、総括としまして全体の予算を通じて委員から多く出された意見を御報告いたします。

まず1点目、食糧費並びに交際費の使途についてであります。

この問題については、かねてより適正な執行を図るべく要望もしておりますし、理事者におかれましても節度ある対応がなされているところですが、新聞やテレビ等の報道においては甚だ遺憾に感ずるような他市における内容も見受けられ、市民の目も厳しさを増してきておりますので、この適正な執行につきましてもあえて苦言を呈しておきたいと思います。

次に、2点目は委託料についてであります。

行政改革の一環として歳出削減を目的にいろんな業務が民間委託されておりますが、委託したということで改革が終わりではなく、業務内

容の精査を行い職員で対応できるものは直営で行うなど、費用対効果を常に念頭に置いた事務の執行を要望するものであります。

以上、当委員会の審査の概要について御報告いたしました。理事者におかれましては審査の過程で出ました指摘、要望事項を真摯に受けとめられて、新年度予算に反映できますものは対応していただきますようお願いするものであります。

本市も1月11日に新大洲市として船出をいたしまして早くも半年が経過しようとしておりますが、合併をしましても厳しい財政状況に変わりはなく、今後とも当面する課題に対し真摯に向き合い、公平で適正な行財政運営の執行を要望するとともに、真の豊かさが感じられる市民生活の実現に向けて一層邁進されますことを期待いたしまして、決算特別委員会の御報告を終わります。

○田中堅太郎議長 以上で委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

発言の通告がありますので、これを許します。

まず、梅木加津子議員の発言を許します。

○51番梅木加津子議員 議長

○田中堅太郎議長 梅木加津子議員

〔51番 梅木加津子議員 登壇〕

○51番梅木加津子議員 それでは、私は第67号議案大洲市一般会計6月補正予算に対する討論を行います。

初めに、今補正予算で間伐促進強化対策事業補助金が予算化されること、今後は長浜、脇川、河辺の運賃を考慮したものになるように期待したいと思います。

シイタケの駒代1個0.7円の補助についても、シイタケ栽培農家への応援になると考えます。また、スクールバスの運行についても、地

域性な実情を考え考慮した運行が言われました。今後とも、僻地教育の機会均等が守られ、またどの子ども健やかに、伸びやかに成長することが保障されるよう、関係機関の取り組みを期待するものです。

その一方、保育所定員割れを起こしているような状況なのに民営化が言われ、検討委員会がつくられますが、これでは子育てはさらに負担を強いることになります。子供は未来への宝であり、国や行政が責任を持って対応すべきです。

人権啓発費の人権まちづくり対策基本法制定を求める中央集会参加補助金336万9,000円は、1人当たり7万8,000円の43名分の中央集会東京への旅費全額補助と言われています。人権まちづくり対策基本法については、合併したどの議会も議決をしてない、決議をしてないと言います。そんな中で、法律制定を求める集会に市民の税金を出すことは問題があり、さらに各種団体等の兼ね合いからも整合性が保てないと考えます。

中山間地域総合整備計画の施設間道路も十分な検討がされるべきであると考え、補正予算に反対するものです。

次に、第82号議案の国保条例改正案について討論いたします。

質疑の中で、河辺地域の負担がふえることが明らかになりました。住民負担については合併前に協議、確認すべきなのに、合併後に持ち越し、しかも持ち込むべき基準の5倍も持って合併した河辺地域に対する配慮はありません。ちなみに大洲市が1.39、長浜が1.04、肱川が2.08、河辺が5.32、平均が1.49という状況でした。

また、委員会の中で本条例に基づく予算は数年の見通しではなく、とりあえずことしはこれでいくということでした。そうであるなら、合併後さまざまな福祉サービスが切り捨てられている河辺地域の人々に一気に負担が増すような

税条例改正は検討の余地があったはずですが、私は、合併後間がない今だからこそ、河辺の持ち込んだ基金で引き上げをしないために対応することが検討されるべきだと考え、本条例案について反対をいたします。

○田中堅太郎議長 次に、大野新策議員の発言を許します。

○50番大野新策議員 議長

○田中堅太郎議長 大野新策議員

〔50番 大野新策議員 登壇〕

○50番大野新策議員 日本共産党の大野新策であります。私は、通告に基づきまして第4回大洲市議会定例会に提案されております第67号議案平成17年度一般会計補正予算（第1号）、第68号議案大洲市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、第71号議案大洲市介護保険特別会計補正予算（第1号）及び第82号議案大洲市国民健康保険税の一部条例改正について反対の討論を行います。

まず、第67号議案は一般会計補正予算264億7,336万2,000円であります。前年同期比で15億7,308万円、6%減の予算案となっております。予算案も政策的なもの、建設業費も含めまして90%は予算化をしたと。残ったものもあるけれども、大半は予算化した。今後、国の補正や県の予算の動向を見ていると予算編成の説明をされたところであります。一般会計予算案を見ますと、今後国の補助、県の支出金の動向を見ているとの説明でありますけれども、地方譲与税は26.6%、地方交付税は6.2%と昨年比で大幅な伸びを予測した予算化をされております。

今後の補正予算編成は、国の分担金及び負担金、県の支出金を見ながらと言われますけれども、繰入金、市債の発行に今後大きな比重がかかってくると考えるものであります。不要不急の事業などの洗い出しを行うことが優先されなければならないと思います。政策的な予算の主な予算は90%予算化したと言われますけれども

も、いまだ見えてきていないのが現状であります。

市長は、山鳥坂ダム建設の推進の立場を改めて表明をされましたが、私は下流の大洲、長浜の治水は堤防整備と河川改修、鹿野川ダムの改造でできると確信をしております。

山鳥坂ダム建設について市長とは大きな見解の相違はありますけれども、治水効果を大幅に上げるためには河川整備は欠かせない、市長も認めておられるところでありまして、ことしも台風の時期を迎えました。計画されている河川改修と堤防整備が順調に進むことを願うものであります。

まず、第67号議案中、地域審議会についてであります。

審議会委員は4市町村で60人、それぞれ15人で編成され、市政の重要課題を審議すると説明をされました。委員任期が2年間となれば、地域においては行政の窓口一本化につながり、ますます議会の形骸化につながると懸念をし、反対をするものであります。

次に、阿蔵・高山用地についてであります。

私は、3月議会で市長は購入から今日まで開発公社の理事として放置をしてきた責任者の一人だと指摘をしてきたところであります。解決することは、緊急焦眉の課題だと認識をされておらないのではないかと3月議会でも指摘をしたところであります。19億円に膨れ上がった阿蔵・高山の用地を開発公社から市に買い戻し、公社経費の削減計画も進められておりますけれども、償還利子1.6%で元金17億2,900万円、利子1億9,900万円を平成33年に解消するという計画でありますけれども、旧大洲市がつくった借金のツケを合併した他の市の町村の住民の皆さん方がなぜ負わなければならないのか、理解は得られないと思うのであります。

次は、4歳未満の乳幼児医療費の無料化についてであります。

乳幼児医療費の無料化は、乳幼児を持つ親の

切実な願いであります。河辺では、合併されるまで4歳未満児の子供の医療費は無料でした。全国では就学前までの児童の医療費が無料になっている自治体が多くあります。大洲市で4歳未満児の医療費を合併前の河辺に合わせてほしいという要求は当然の要求であります。

4歳未満児の医療費を無料にするには、2,050万円あればできるというのは理事者の答弁でも明らかになりました。県下でも四国中央市、八幡浜市でも少子化対策として4歳未満児の医療費を無料にするとしております。大洲市で少子化対策の一環として医療制度を充実させ、子育て支援の環境が整うならば、親が子供を産み、育てやすい環境を整えることにつながってまいります。乳幼児の健やかな成長を期待するためにも、少子化対策の一つとして4歳未満児の医療無料化は必要であります。

財政の持ち出しが大きいので、国に制度の充実を働きかけたいと答弁をされましたけれども、合併の基本はサービスは高い方に、負担は低い方に合わせるので、合併を認めてほしいとたびたび住民に説明をしてきたことと現在の方向は大きな矛盾があります。答弁は私は認めることができないのであります。

また、今議会には保育所の統廃合、民営化について検討する保育問題検討委員会の設置案が出されております。委員15名で構成されますけれども、統廃合と民営化を前提に検討する委員会には私は反対であります。公立保育所としての役割というのは、少子化問題が進む中で今後ますます重要になると考えております。安易な民営化、法人化計画には反対であります。

次は、第68号議案国民健康保険特別会計であります。

第82号議案国民健康保険税条例の一部改正についての税の改定を受けて予算措置をされるものでありまして、これは一対の関係であります。国保税は5,000万円の繰り入れを行い、引き上げ幅を抑えたと言われております。しか

し、所得割0.2%、均等割、世帯割がそれぞれ1,000円引き上げられました。国保加入者の負担増は間違いありません。基金残高は、繰り入れを行った後2億9,900万円あるわけでありますから、5%を残して約5,000万円を上乗せをして繰り入れは可能であります。国保は高過ぎる。引き下げてほしいという加入者の願いにこたえるべきで、引き上げとなる第82号議案及び第68号議案に反対をするものであります。

第71号議案は、介護保険特別会計についてであります。

介護保険は、18年から統一した保険料に見直します。現在、第3期介護保険計画の見直しが進められておりますが、保険料の均衡をなくし、上限を決めて負担を減らしていくと。また、情報提供も行くと答弁をされてきております。しかし、10月からはホテルコストが導入される予定であります。年金で生活している施設利用者の負担は年金だけでは賄えないことが政府の試算でも明らかにされておりますし、認めることはできないのであります。

以上の理由を申し上げまして、私の反対討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

○田中堅太郎議長 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、第67号議案平成17年度大洲市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、第68号議案から第78号議案までの議案11件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立多数であります。したがってただいまの議案11件は原案のとおり可決されました。

次に、第79号議案及び第80号議案の議案2件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立全員であります。したがってただいまの議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、第81号議案から第83号議案までの議案3件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立多数であります。したがってただいまの議案3件は原案のとおり可決されました。

次に、第84号議案から第87号議案までの議案4件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立多数であります。したがってただいまの議案4件は原案のとおり可決されました。

次に、第88号議案から第93号議案までの議案6件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立多数であります。したがってただいまの議案6件は認定されました。

次に、第94号議案専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについてを採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり承認すること

に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は承認されました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第3、陳情第1号から陳情第22号までの陳情22件と議員在任特例検討特別委員会の中間報告についてを一括して議題といたします。

なお、中間報告については会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、これを許可します。

本件について議員在任特例検討特別委員長の報告を求めます。

○46番東信利議員 議長

○田中堅太郎議長 東信利議員

〔46番 東信利議員 登壇〕

○東信利議員在任特例検討特別委員長 それでは、ただいまより議員在任特例検討特別委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月15日、付託を受けました陳情22件につきまして、慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、賛成多数をもって陳情22件についてはいずれも継続審査と決し、またこの結果に伴い、当委員会は議員在任特例等につきまして引き続き調査検討することと決した次第であります。

それでは、審査の過程で特に議論されました主な事項につきまして、その概要を御報告申し上げます。

今回、提出されました陳情書の概要は、いずれも議員の在任特例は財政改革や行政改革という合併の目的に反しており、多くの市民が反対をしている。他市のような市民運動は起きてはいないが、議員は民意をよく理解し、早期に自主解散をするよう求めるというものであります。

当委員会では、この提出された陳情書の趣旨を十分に理解した上で、議員在任特例と合併後の大洲市のさまざまな課題の状況を勘案しながら慎重に審査を行いました。

まず、委員から、議員在任特例を適用した多くの合併自治体では、市民の運動により早期自主解散を余儀なくされており、当市においても市民の間では早期解散を求める声が強くなってきている状態である。今日まで、この議員在任特例の問題については当委員会で協議を重ねてきており、3月の時点では骨格予算であることから、6月の補正予算を見きわめる必要があるとしていたが、合併に当たり要求されている事業の中・長期的なもの以外は、この6月補正予算でおおむね9割方予算化されていることから、6月で自主解散を行うべきと考えている。

合併後へ積み残している多くの課題を今後どのように解決していくかは、改選後の新しい30人の議員で進めていくものであり、もし議員でなくとも地域でその解決に取り組むこともできる。今回、提出された一つ一つの陳情書の趣旨から見て、市民の声を真摯に受けとめるならば当然採択すべきであるとの意見がありました。

一方、他の委員からは、議員在任特例については市民を交えた合併協議会において多くの時間をかけ協議したものであり、合併後に積み残されたさまざまな問題を解決するため、合併協議会で適用を決定した。その経過を尊重すべきである。

また、さきの委員会では6月補正予算を確認して改めて結論を出すこととしており、6月補正予算では本年度計上予定のおおむね9割が上程されているということではあるが、まだ新市の方向性が十分見えていない。現在、合併して約6カ月が経過し、いろいろな問題点が現実に見えてきたという状況にあって、合併後の新しい大洲市の一体感が果たしてできているのか。大洲市の発展が、それぞれの地域にバランスよ

くその方向性が見出せているのかなど、すぐには解決できないものもあり、この議員在任特例の期間中にその解決に努めるのが議員としての責務である。

また、今回提出された陳情書は市民の声として大変重要なものと認識をしているが、市民が議会の早期自主解散を求める声と現在大洲市議会が議員在任特例を適用しているさまざまな理由についてどのような相違があるのかなどを確認し、精査しながら慎重に継続して審査を進めていく必要があるなどの意見が多数の委員から出されました。

このことから、当委員会に付託されました陳情22件の審査の結論としましては、賛成多数により継続審査とすることと決し、今後市民の意見も精査しながら時期を見て結論を見出すことといたしました。

また、議員在任特例等につきましては引き続き継続し、継続審査と決した陳情22件の審査及び議員在任特例のあり方について、さまざまな観点から研究を重ねるとともに、執行部とも連携を図りながら提言を行うことができるよう、慎重に審査をしていくことと決しました。

以上、付託されました陳情22件の審査経過報告と議員在任特例のあり方について、当委員会の中間報告といたします。

○田中堅太郎議長 以上で委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第1号から陳情第22号までの陳情22件の採決は記名投票で行います。

議場を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○田中堅太郎議長 ただいまの出席議員数は、議長を除き53名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○田中堅太郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 投票用紙の配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○田中堅太郎議長 異状ないものと認めます。

念のため申し上げます。本件について継続審査とすることに賛成の議員は白票を、反対の議員は青票を、氏名記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

〔事務局長点呼・各員投票〕

○田中堅太郎議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○田中堅太郎議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に清水美孝議員、藤川貢議員、二宮淳議員を指名いたします。

立会人は投票箱のところに御参集願います。

〔開 票〕

○田中堅太郎議長 投票の結果を報告します。

投票総数 53票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛成 32票

反対 21票

棄権 0票

以上のとおり賛成が多数であります。したがって陳情第1号から陳情第22号までの陳情22件は継続審査とすることに決しました。



賛成者（白票）氏名

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 梅木 良照 | 岩田 忠義 | 藤川 貢  |
| 鎌田 圭二 | 村上 常雄 | 吉野 青弘 |
| 上川 勝利 | 山口 吉浩 | 東 敦弘  |
| 宮本 増憲 | 押田 憲一 | 山本 雅久 |
| 田中 五月 | 山崎 逞  | 福山 保  |
| 叶岡 廣志 | 上満 武  | 宮本喜一郎 |
| 長岡 吉男 | 森川 重生 | 森 繁夫  |
| 松本金次郎 | 垣見 芳彦 | 清水久二博 |
| 山下 勝利 | 本山 清明 | 沖浦 賢嗣 |
| 渡邊 弘務 | 矢間 一義 | 東 信利  |
| 岡 孝志  | 渡邊 久義 |       |

反対者（青票）氏名

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 清水 美孝 | 二宮 淳  | 中野 寛之 |
| 有友 正本 | 榊田 和美 | 二宮 秀一 |
| 水本 保  | 下岡 節久 | 後藤 武薫 |
| 向井 敏憲 | 中野 忠重 | 菊地 宣之 |
| 吉岡 猛  | 田淵 保男 | 神井恵一郎 |
| 久保 幸信 | 吉岡 昇平 | 小泉 紘文 |
| 大野 新策 | 梅木加津子 | 中野 茂明 |

○田中堅太郎議長 しばらく休憩をいたします。

午後3時02分 休憩

午後3時20分 再開

○田中堅太郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○田中堅太郎議長 次に、日程第4、第95号議案大洲市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、追加提案として御審議をお願いいたしております第95号議案大洲

市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

本案は、同条例別表第1に規定しております本市農業委員会委員の報酬額につきまして、かねて審議中でありました、大洲市特別職報酬等審議会からの答申を、さる24日にいただきましたので、その結果に基づき報酬額の改定にかかります条例の一部を改正しようとするものであります。

その改正の内容につきましては、旧大洲市、旧長浜町、旧肱川町及び旧河辺村の選出委員並びに農業委員会等に関する法律により選任された委員の報酬額を統一し、旧大洲市委員に適用されておりました年額25万9,900円しようとするものであります。

なお、本条例の施行日は新しい委員の任期が始まります本年7月20日からでございます。

以上が議案の概要でございます。何とぞよろしく御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、議員各位の報酬額の改定につきましては、さきの大洲市特別職報酬等審議会の答申により、現行報酬額を基本とする総額を超えないこと、合併の日から6月末日までの間は遡及しないこと、改選後の報酬額は同規模の自治体と比べて均衡のとれる額とすること、以上改定に当たっての3つの基本的な考え方が示され、特に報酬等審議会永井会長からは、市民の目線に立ち、民意を体していただきたいとのコメントをいただいておりますので、答申内容を尊重の上、今後さらに検討を重ねまして、次の議会には提案をいたしたいと考えております。

長きにわたり御心労をおかけいたしました報酬審議会委員の皆様方には、この場をかりまして厚く厚く御礼申し上げますとともに、議員各位には答申内容と今後の措置につきまして、御理解を何とぞ賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中堅太郎議長 以上で説明は終わりました。

た。

本件に対する質疑は発言通告がありません。  
したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。  
したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第95号議案大洲市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正についてを採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第5、第96号議案人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、第96号議案人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを御説明申し上げます。

本案は、旧河辺村の推薦により法務大臣から委嘱されておりました玉井隆委員の任期が本年9月30日をもって満了となりますので、後任の委員を推薦するに当たり議会の意見を願いまするものであります。

任期満了となります玉井委員は、旧河辺村から引き続くこと3期9年間にわたり人権の擁護

と人権思想の普及、高揚に御尽力いただきました。ここに改めて感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

今回、新たに推薦いたしました委員は、お手元の議案書に記載のとおり、谷本京子氏であります。谷本氏は、市内平野町にお住まいでございまして、昭和45年3月愛媛大学教育学部を御卒業になり、同年4月市立喜多小学校教諭として奉職されました。以来、蔵川小学校、平小学校、田処小学校等々、平成14年3月に御退職になるまで32年間にわたり児童の教育一筋に情熱を傾けてこられた方でございます。御退職後は、初任者指導講師として小学校に2年間お勤めになり、現在は現役時代にはなし得なかった趣味を中心とした日々を過ごされております。

以上のように人格は申し上げるまでもなく、子供の人権にかかわる高い識見を有され、広く社会の実情にも通じておられますので、本市の人権擁護委員として適任であると確信し、ここに御提案申し上げたのであります。

以上が本案の概要でございます。何とぞ満場一致をもって御同意賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○田中堅太郎議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。
したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。
したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第96号議案人権擁護委員の推薦につき意見を

求めることについてを採決いたします。

この議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は同意することに決しました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第6、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件につきましては、農業委員会委員の任期が7月19日をもって満了となるため、次期委員の推薦依頼が市長より提出されたことによるもので、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員の推薦を行うものであります。

お諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく議会推薦の農業委員は4名とし、矢野恵子さん、石岡一恵さん、渡邊重孝さん、山本章さんを推薦することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立全員であります。したがって議会推薦の農業委員は4名とし、矢野恵子、石岡一恵さん、渡邊重孝さん、山本章さんを推薦することに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第7、議第11号議案道路特定財源の確保等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

この際、事務局長に議案を朗読させます。

○西山隆夫事務局長〔議第11号議案朗読〕

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、提

案理由の説明を省略することに決定いたしました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第11号議案道路特定財源の確保等に関する意見書の提出についてを採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第8、議第12号議案地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項の一部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第12号議案地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項の一部改正についてを採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第9、議第13号議案大洲市議会解散に関する決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○47番久保幸信議員 議長

○田中堅太郎議長 久保幸信議員

〔47番 久保幸信議員 登壇〕

○47番久保幸信議員 議第13号議案大洲市議会解散に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

議会は住民の代表により構成され、基本的な団体意思の決定を行う役割を担うとともに、住民の真の代表として住民から直接施策に対する批判や意見、要望などを聞き取ることで議会の政策提言機能、監視機能を向上させ、いろいろな利害を調整することが重要であります。

また、議員は住民に対して議会の活動や当該団体の施策に関する情報の提供を行いながら、一般住民との垣根を低くし、一般住民から見て

遠い存在であってはならず、さらに議員の議会における議論や活動そのものの質を高めながら、常に住民とのつながりを保つ努力を継続することも求められています。しかしながら、大洲市議会の現状は県下最多の56人の議員で構成されており、議員在任特例を適用した大洲市議会に対し、合併当初から住民の間では議会に対する不満の声が上がり、その声は日を迫うごとに大きくなるばかりか、議会と住民の間に深い溝が生じ、住民意思と甚だしく温度差があることを実感しているものであります。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

さらに、議員在任特例検討特別委員会では市民から提出されておりました大洲市議会の自主解散を求める陳情書外21件の審査において、その声には耳を貸さず、合併協議会の申し合わせを盾にして継続審査とすることとし、議会解散を先送りすることが決議されたようであります。

御案内のとおり、今6月定例会における補正予算で今年度事業のおおむね95%が提出され、先ほど原案のとおり可決されたところであり、今になっては議員在任特例期間を正当化する理由もなくなったと言わざるを得ません。したがってこうした当市議会に対する不信感等を早急に払拭するためにも、また今後の大洲市のさらなる発展のためにも、現在沸き上がっている市民の声を真摯に受けとめ、住民のための議会、住民の真の代表者という原点に立ち返り、地方公共団体の議会の解散に関する特例法にのっとり、本日をもって大洲市議会を解散する必要がありますと判断し、当決議案を提出するものであります。何とぞ議員各位におかれましては、御賛同いただきますよう心からお願いを申し上げます。

○田中堅太郎議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

発言の通告がありますので、これを許します。

まず、梅木加津子議員の発言を許します。

○51番梅木加津子議員 議長

○田中堅太郎議長 梅木加津子議員

〔51番 梅木加津子議員 登壇〕

○51番梅木加津子議員 それでは、自主解散決議に賛成する立場で討論を行います。

私は、旧河辺で合併するなら村民の合意と納得のもとに行い、その後は即選挙すべきの立場をとりました。ところが、強引に合併は進められました。そして、在任特例が適用されました。在任特例は、合併前の法定協議を通じて決められたもので、議会の承認もされたものです。合併が強引に進められ、事前の十分な協議も住民の説明もない中で進められただけに、在任期間はそれぞれの旧議会議員が住民の代表として歴史や地域性や独自性を理解し合い、市政に反映するためにも役立っていると思います。今、議会に提案されている自主解散の提案理由は、議員の定数が多いということで理由になっています。本提案理由とは、この観点から私の考えとは相入れないものです。

一方、介護保険料や国保税など住民負担に関することは先送りしないで合併前に十分協議して行おうべきと言うと、10カ月間の在任期間があるからそこで協議できると合併が進められました。10カ月の在任期間は、法定協議会の合併協議で決められ、根拠は3月に当初予算、6月に補正予算、9月には決算で区切りがつくというものでした。ところが、6月議会を終えるきよ

う、河辺にとっては基準の5倍もの基金を持ち込んだにもかかわらず、大幅な国保税の加税率引き上げが、統一した基準にするということだけで、在任期間に十分に協議するという中身とはほど遠いものでした。

9月に決算があるということでしたが、6月に打ち切り決算が行われました。9月議会終了までの根拠は薄くなりました。また、多くの議員さんが議会終了後辞職されるなどと言われています。こうした中、議会は成り立たないのではないかと考え、結論として6月自主解散に賛同します。

○田中堅太郎議長 次に、中野寛之議員の発言を許します。

○7番中野寛之議員 議長

○田中堅太郎議長 中野寛之議員

〔7番 中野寛之議員 登壇〕

○7番中野寛之議員 無所属の中野寛之です。先ほど、提案理由説明のありました大洲市議会の解散に関します決議に対しまして、賛成討論を行います。

この市議会の解散問題、さきの3月定例会では6月議会の議案提出後に再度協議するとして先送りをされております。先送りの主な理由といたしましては、3月議会では骨格予算しか提案されておらず、今年度予算の方向性を見きわめる必要があるというものでありまして、これは理事者への責任転嫁ともとれる先送り理由でありました。

この議会の態度に刺激されたのでしょうか。この6月定例会では、本年度事業の約9割が予算化されるという異例の補正予算案が提案されまして、先ほど慎重審議の上、賛成多数で可決を見ております。これ以上、大洲市議会の解散を先延ばしにすることに、もはや大義名分はございません。

とはいえ、報酬問題に関しては理事者にも責任があります。報酬等審議会が結論を出せない以上、理事者が責任を持って議案を提出する必

要があるはずで。それを合併後半年を過ぎてもなお議案の提出も行っていない現状は、大森市長のリーダーシップにも問題があると、このように言わざるを得ません。

この6月定例会には、市内22の団体より市議会の早期解散を求める陳情が提出されるなど、市議会に対します市民の視線、これはますます厳しくなっております。この期に及んでもなおこの解散問題を先延ばしにすることは、議会に対する市民の皆さんの信頼を失墜させ、市政の停滞につながる重大な事態を招くこととなります。

私といたしましても、従来より早期解散を訴え、さまざまな活動を行ってきました以上、もしこの6月議会をもってしても議会が自主解散はできないと、そのような結論を出したとき、私なりのけじめ、責任、これをとる考えでございます。既に辞表も提出もしております。仮にこの解散決議案がこの後否決されて、旧大洲市議会議員を中心に大量の辞職者が出たとすれば、大洲市民の目にこの議会はどのように映るのでしょうか。旧大洲市民の、旧郡部に対します視線は当然厳しくなりまして、住民間のあつれきを生むことは必然であります。これではいつまでも新大洲市としての一体感など生まれません。本当に新大洲市としての発展、合併してよかったと感じるまちづくりのためを考えたときに、この解散問題に対して我々議員がどう決断すべきなのか、それはおのずと明らかになるはずで。

また、この6月解散に反対しております議員の方の多く、この方々はさきの市長選挙、大森市長を応援していたはずで。大森市長の第1の公約とは何だったのでしょうか。言うまでもございません。財政再建です。6月解散を否決するということは、大森市長に公約違反をさせることでありまして、住民間のあつれきとともに結局は大森市長の市政運営を妨害することになるんです。

辞職することは無責任であるとの批判もございました。この議場の中には、しかし新大洲市としての市議会議員として選挙の洗礼を受けた議員などは一人もございません。これだけ市民の批判が高まっている現状に目を背け、いたずらに議員のいすにこだわり続ける態度こそ市民に対する市政責任の放棄であります。

3月議会もそうでしたが、今回も反対討論は一人もございません。解散に反対するのなら反対する立場でこの議会で堂々発言すればいいのです。討論も行わずにただ多数決で決めるようなやり方、これは議会軽視も甚だしいやり方だと感じております。

また、辞職が無責任だと申されるのならば、この6月議会での一部議員の行動はどうだったんでしょう。新市の予算執行の状況を見きわめる必要があるから6月の解散は時期尚早であると、そのように言いながら、企画財政委員会を無断欠席した議員の方もおられました。また、決算特別委員会においても大事な用事があると途中退席する議員も多数おられました。議員にとりまして、議会より大事な用事とは一体何なんでしょうか。

きわめつけは、先ほど議会運営委員会でも取り上げられた日高照友議員、海外旅行のための本日本会議欠席であります。合併前の旧大洲市では、幾ら何でもこのようなことはございませんでした。新市の方向が見えないから解散しないと言われておりますが、海外旅行に行ったり見えるわけありません。これら一部議員の行動は議会軽視も甚だしく、市民に対する冒涇、背信行為でありまして、大洲市議会議員を名乗る資格はございません。本来辞職すべきなのは我々ではなく、このような方々こそ真っ先に辞職すべきなのです。

以上をもちまして私の賛成討論を終わらせていただきます。3年間大変お世話になりました。

○田中堅太郎議長　以上で討論を終結いたします

す。

これより採決を行います。

議第13号議案大洲市議会解散に関する決議については記名投票で行います。

議場を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○田中堅太郎議長 ただいまの出席議員数は54名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○田中堅太郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 投票用紙の配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○田中堅太郎議長 異状ないものと認めます。

議事の都合により、会議時間をしばらく延長いたします。

念のため申し上げます。本件について賛成の議員は白票を、反対の議員は青票を、氏名記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

〔事務局長点呼・各員投票〕

○田中堅太郎議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○田中堅太郎議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に清水美孝議員、藤川貢議員、二宮淳議員を指名いたします。

立会人は投票箱のところに御参集願います。

〔開 票〕

○田中堅太郎議長 本件の議決については、地

方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第2項の規定により、議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意を必要とします。

ただいまの出席議員数は54人であります。議員数の4分の3以上です。また、出席議員の5分の4は44人であります。

投票の結果を報告します。

投票総数 54票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛成 23票

反対 30票

無効 1票

以上のとおり、賛成は5分の4に達しません。したがって議第13号議案大洲市議会解散に関する決議については否決されました。

~~~~~

賛成者（白票）氏名

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 清水 美孝 | 藤川 貢  | 二宮 淳  |
| 中野 寛之 | 有友 正本 | 榊田 和美 |
| 二宮 秀一 | 水本 保  | 下岡 節久 |
| 後藤 武薫 | 山崎 逞  | 向井 敏憲 |
| 中野 忠重 | 菊地 宣之 | 吉岡 猛  |
| 田淵 保男 | 神井恵一郎 | 久保 幸信 |
| 吉岡 昇平 | 小泉 紘文 | 大野 新策 |
| 梅木加津子 | 中野 茂明 |       |

反対者（青票）氏名

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 梅木 良照 | 岩田 忠義 | 鎌田 圭二 |
| 古野 青弘 | 上川 勝利 | 山口 吉浩 |
| 東 敦弘  | 宮本 増憲 | 押田 憲一 |
| 山本 雅久 | 田中 五月 | 福山 保  |
| 叶岡 廣志 | 上満 武  | 宮本喜一郎 |
| 長岡 吉男 | 森川 重生 | 森 繁夫  |
| 松本金次郎 | 垣見 芳彦 | 清水久二博 |
| 山下 勝利 | 本山 清明 | 沖浦 賢嗣 |
| 渡邊 弘務 | 矢間 一義 | 東 信利  |
| 岡 孝志  | 渡邊 久義 | 田中堅太郎 |

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中堅太郎議長 本日、二宮淳議員、中野寛之議員、有友正本議員、水本保議員、下岡節久議員、後藤武薫議員、向井敏憲議員、窪田亀一議員、菊地宣之議員、吉岡猛議員、田淵保男議員、久保幸信議員、吉岡昇平議員、小泉紘文議員、中野茂明議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

二宮淳議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、二宮淳議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中堅太郎議長 二宮淳議員の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、当該議員の退席を求めます。

〔6番 二宮淳議員 退席〕

○田中堅太郎議長 この際、事務局長に辞職願を朗読させます。

○西山隆夫事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により平成17年6月30日付をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成17年6月29日、大洲市議会議長田中堅太郎様。大洲市議会議員二宮淳。

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

二宮淳議員の辞職についてを許可することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいまの二宮淳議員の辞職についてを許可することに決定いたしました。

当該議員の入場を許します。

〔6番 二宮淳議員 入場〕

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

中野寛之議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、中野寛之議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中堅太郎議長 中野寛之議員の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、当該議員の退席を求めます。

〔7番 中野寛之議員 退席〕

○田中堅太郎議長 この際、事務局長に辞職願を朗読させます。

○西山隆夫事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により平成17年6月30日付をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成17年6月29日、大洲市議会議長田中堅太郎様。大洲市議会議員中野寛之。

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

中野寛之議員の辞職についてを許可することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいまの中野寛之議員の辞職についてを許可することに決定いたしました。

当該議員の入場を許します。

お諮りいたします。

有友正本議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、有友正本議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～



○田中堅太郎議長 有友正本議員の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、当該議員の退席を求めます。

〔8番 有友正本議員 退席〕

○田中堅太郎議長 この際、事務局長に辞職願を朗読させます。

○西山隆夫事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により平成17年6月30日付をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成17年6月29日、大洲市議会議長田中堅太郎様。大洲市議会議員有友正本。

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

有友正本議員の辞職についてを許可することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいまの有友正本議員の辞職についてを許可することに決定いたしました。

当該議員の入場を許します。

〔8番 有友正本議員 入場〕

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

水本保議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、水本保議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 水本保議員の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、当該議員の退席を求めます。

〔17番 水本保議員 退席〕

○田中堅太郎議長 この際、事務局長に辞職願を朗読させます。

○西山隆夫事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により平成17年6月30日付をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成17年6月29日、大洲市議会議長田中堅太郎様。大洲市議会議員水本保。

上の都合により平成17年6月30日付をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成17年6月29日、大洲市議会議長田中堅太郎様。大洲市議会議員水本保。

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

水本保議員の辞職についてを許可することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいまの水本保議員の辞職についてを許可することに決定いたしました。

当該議員の入場を許します。

〔17番 水本保議員 入場〕

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

下岡節久議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、下岡節久議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 下岡節久議員の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、当該議員の退席を求めます。

〔18番 下岡節久議員 退席〕

○田中堅太郎議長 この際、事務局長に辞職願を朗読させます。

○西山隆夫事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により平成17年6月30日付をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成17年6月29日、大洲市議会議長田中堅太郎様。大洲市議会議員下岡節久。

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

下岡節久議員の辞職についてを許可することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいまの下岡節久議員の辞職についてを許可することに決定いたしました。

当該議員の入場を許します。

〔18番 下岡節久議員 入場〕

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

後藤武薫議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、後藤武薫議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 後藤武薫議員の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、当該議員の退席を求めます。

〔20番 後藤武薫議員 退席〕

○田中堅太郎議長 この際、事務局長に辞職願を朗読させます。

○西山隆夫事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により平成17年6月30日付をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成17年6月29日、大洲市議会議長田中堅太郎様。大洲市議会議員後藤武薫。

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

後藤武薫議員の辞職についてを許可することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいまの後藤武薫議員の辞職についてを許可することに決定いたしました。

当該議員の入場を許します。

〔20番 後藤武薫議員 入場〕

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

向井敏憲議員の辞職についてを本日の日程に

追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、向井敏憲議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 向井敏憲議員の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、当該議員の退席を求めます。

〔27番 向井敏憲議員 退席〕

○田中堅太郎議長 この際、事務局長に辞職願を朗読させます。

○西山隆夫事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により平成17年6月30日付をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成17年6月29日、大洲市議会議長田中堅太郎様。大洲市議会議員向井敏憲。

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

向井敏憲議員の辞職についてを許可することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいまの向井敏憲議員の辞職についてを許可することに決定いたしました。

当該議員の入場を許します。

〔27番 向井敏憲議員 入場〕

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

窪田亀一議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、窪田亀一議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 窪田亀一議員の辞職につい

てを議題といたします。

この際、事務局長に辞職願を朗読させます。
○西山隆夫事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により平成17年6月30日付をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成17年6月29日、大洲市議会議長田中堅太郎様。大洲市議会議員窪田亀一。

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

窪田亀一議員の辞職についてを許可することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいまの窪田亀一議員の辞職についてを許可することに決定いたしました。

お諮りいたします。

菊地宣之議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、菊地宣之議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 菊地宣之議員の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、当該議員の退席を求めます。

〔35番 菊地宣之議員 退席〕

○田中堅太郎議長 この際、事務局長に辞職願を朗読させます。

○西山隆夫事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により平成17年6月30日付をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成17年6月29日、大洲市議会議長田中堅太郎様。大洲市議会議員菊地宣之。

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

菊地宣之議員の辞職についてを許可することとしたいと思います。これに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいまの菊地宣之議員の辞職についてを許可することに決定いたしました。

当該議員の入場を許します。

〔35番 菊地宣之議員 入場〕

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

吉岡猛議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、吉岡猛議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 吉岡猛議員の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、当該議員の退席を求めます。

〔37番 吉岡猛議員 退席〕

○田中堅太郎議長 この際、事務局長に辞職願を朗読させます。

○西山隆夫事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により平成17年6月30日付をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成17年6月29日、大洲市議会議長田中堅太郎様。大洲市議会議員吉岡猛。

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

吉岡猛議員の辞職についてを許可することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいまの吉岡猛議員の辞職についてを許可することに決定いたしました。

当該議員の入場を許します。

〔37番 吉岡猛議員 入場〕

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

田淵保男議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、田淵保男議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 田淵保男議員の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、当該議員の退席を求めます。

〔39番 田淵保男議員 退席〕

○田中堅太郎議長 この際、事務局長に辞職願を朗読させます。

○西山隆夫事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により平成17年6月30日付をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成17年6月29日、大洲市議会議員田中堅太郎様。大洲市議会議員田淵保男。

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

田淵保男議員の辞職についてを許可することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいまの田淵保男議員の辞職についてを許可することに決定いたしました。

当該議員の入場を許します。

〔39番 田淵保男議員 入場〕

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

久保幸信議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、久保幸信議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 久保幸信議員の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、当該議員の退席を求めます。

〔47番 久保幸信議員 退席〕

○田中堅太郎議長 この際、事務局長に辞職願を朗読させます。

○西山隆夫事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により平成17年6月30日付をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成17年6月29日、大洲市議会議員田中堅太郎様。大洲市議会議員久保幸信。

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

久保幸信議員の辞職についてを許可することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいまの久保幸信議員の辞職についてを許可することに決定いたしました。

当該議員の入場を許します。

〔47番 久保幸信議員 入場〕

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

吉岡昇平議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、吉岡昇平議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 吉岡昇平議員の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、当該議員の退席を求めます。

〔48番 吉岡昇平議員 退席〕

○田中堅太郎議長 この際、事務局長に辞職願を朗読させます。

○西山隆夫事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により平成17年6月30日付をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成17年6月29日、大洲市議会議員田中堅太郎様。大洲市議会議員吉岡昇平。

上の都合により平成17年6月30日付をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成17年6月29日、大洲市議会議長田中堅太郎様。大洲市議会議員吉岡昇平。

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

吉岡昇平議員の辞職についてを許可することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいまの吉岡昇平議員の辞職についてを許可することに決定いたしました。

当該議員の入場を許します。

〔48番 吉岡昇平議員 入場〕

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

小泉紘文議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、小泉紘文議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 小泉紘文議員の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、当該議員の退席を求めます。

〔49番 小泉紘文議員 退席〕

○田中堅太郎議長 この際、事務局長に辞職願を朗読させます。

○西山隆夫事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により平成17年6月30日付をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成17年6月29日、大洲市議会議長田中堅太郎様。大洲市議会議員小泉紘文。

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

小泉紘文議員の辞職についてを許可することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいまの小泉紘文議員の辞職についてを許可することに決定いたしました。

当該議員の入場を許します。

〔49番 小泉紘文議員 入場〕

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

中野茂明議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、中野茂明議員の辞職についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 中野茂明議員の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、当該議員の退席を求めます。

〔56番 中野茂明議員 退席〕

○田中堅太郎議長 この際、事務局長に辞職願を朗読させます。

○西山隆夫事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により平成17年6月30日付をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成17年6月29日、大洲市議会議長田中堅太郎様。大洲市議会議員中野茂明。

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

中野茂明議員の辞職についてを許可することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいまの中野茂明議員の辞職についてを許可することに決定いたしました。

当該議員の入場を許します。

〔56番 中野茂明議員 入場〕

○田中堅太郎議長 お諮りいたします。

有友正本議員外10名より提出のありました議

第14号議案議員在任特例検討特別委員会の委員定数変更ついてを本日の日程に追加し、議題といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、議第14号議案議員在任特例検討特別委員会の委員定数変更についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 議第14号議案議員在任特例検討特別委員会の委員定数変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、提案理由の説明、質疑、討論、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより採決を行います。

議第14号議案議員在任特例検討特別委員会の委員定数変更についてを採決いたします。

この議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程を終了いたしましたので、会議を閉じます。

市長より閉会のあいさつがあります。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例市議会は、6月7日招集以来本日まで23日間の長きにわたり慎重かつ精力的に御審議

を賜り、平成17年度補正予算案を初めとする重要諸案件、また人事案件につきまして、いずれも適切な御議決をいただきました。ここに改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

御議決賜りました案件はもとより、審議の過程でお寄せいただきました貴重な御提言や御意見は、これらを十分踏まえながら今後の市政運営に最善の努力を尽くしてまいり所存でございます。

今定例会におきましては、私なりのカラーを出せたとは申ししましても、御案内のとおり潤沢な財源が確保されているわけでもない現況におきましては、それらの内容は議員各位、そして市民の皆様方に十分に御満足いただけているとは思っておりません。現下の厳しい荒波の中をいかにかじを取り乗り越えていくか、それが私の負うべき使命であります。思い描く夢とは離れた現実を前にして、私自身若干歯がゆい思いをいたしているところであります。

楽は苦の種、苦は楽の種ということわざがありますように、現実をめぐることなく、今は楽の種まきに専念し、そう遠くない将来には眼前に青い空と青い海が広がることを念じながら、今後の市政運営に邁進してまいりたいと思っております。

さて、過日は四国アイランドリーグの石毛宏典代表取締役とお会いする機会を得ることができました。御承知のように、四国アイランドリーグはプロ野球選手を目指す若者に夢を追い続ける場所の提供を目的に設立されたものでございます。野球王国と言われる四国の地において、松山、高知、徳島、高松の4チームによる年間90回の試合と野球教室の開催や大学、社会人野球との交流事業などが予定されております。今後におきましては、同リーグと当地域との野球を通じた交流を推進し、それをもって地域活性化の一つにつながる施策を展開してまいりたい所存でございますので、議員各位の御支援、御協力を心よりお願いを申し上げる次第で

ございます。

また、昨日来四国中央市や西条市におきましては、職員採用をゼロにするとの新聞報道がなされておりますが、当市におきましても組織のスリム化を進める上から病院関係職員を除き一般事務、技術職及び保育士等の採用を本年度は見送ることといたしておりますので、ここで改めて御報告を申し上げておきます。

新卒者等受験を考えておられた皆様にとりましては残念な結果でありましょうし、私といたしましても大変申しわけない気がするのですが、今後におきましては定員適正化計画を策定しました上で、来年度以降少しづつでも採用してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたく存じております。

ところで、6月11日に梅雨入りいたしました当地方は、梅雨とは名ばかりの少雨の中、いまだ田植えもままならない状態のところがあると聞き及んでおります。このまま渇水期を迎えることになるのか、平成7年のような悪夢が再来するのか、自然界に起きる異変はなかなか予測がつきません。このようなときにこそ、市における防災体制の整備、充実並びに市職員の防災意識を高めることはもとより、市民各位におかれましても十分な対策、備えをしていただき、自然災害の被害を最小限にとどめることができますように心から念願するものでございます。

また、先ほどは15名の議員の皆様方が今月末のあすをもって辞職されることとなりました。今期をもって地方自治の第一線から身を引かれる皆様には、今日までの渾身の御尽力に対し改めまして深甚なる敬意と感謝の意を表する次第でございます。御自愛のほどをお祈り申し上げますとともに、今後におきましても御在任中と変わることのない御指導、御鞭撻を賜りますよう、伏してお願いを申し上げます。

さらに、新市における初の市議会議員選挙に立候補を決意される皆様に対しましては、お一人お一人の御健闘を祈念いたしますとともに、

当選の暁にはその大いなる情熱を本市発展のために注がれますことを御期待申し上げる次第でございます。

結びに、日増しに暑さ厳しき折柄、議員各位におかれましてはますます御自愛の上、引き続き市勢発展に御尽力いただきますよう重ねてお願い申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中堅太郎議長 これをもちまして平成17年大洲市議会第4回定例会を閉会いたします。

午後4時37分 閉 会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員